

運動・スポーツ関連施設の
設置・運営者の皆さまへ

スポーツ庁

もくじ

1 安全管理体制・緊急連絡体制の整備

- (1)運動・スポーツ関連施設の設置者(所有者)と運営者の役割・責任分担の明確化
- (2)運動・スポーツ関連施設における事故防止に必要な安全管理体制、緊急連絡体制
- (3)安全管理を担当する者の配置
- (4)医療機関との連携

2 事故防止のための適切な施設・設備・用具の管理

- (1)運動・スポーツ関連施設・設備・用具の安全性の確保
- (2)運動・スポーツ関連施設・設備・用具の定期的な点検・補修
- (3)運動・スポーツ活動中の心停止に備えた AED の設置

3 安全な利用のための現場管理

- (1)運動・スポーツ関連施設利用者に対する安全利用に関する注意喚起・情報提供
- (2)特定の施設における事故防止対策
- (3)運動・スポーツ関連施設の利用に当たり注意・配慮が必要な者に対する適切な対応
- (4)保険の活用

4 運動・スポーツのみを目的としない施設に関する留意事項

- (1)民間商業施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設に関する留意事項
- (2)公園の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設に関する留意事項
- (3)学校・保育施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設に関する留意事項

5 事故が発生した場合の対応

- (1)安全管理・緊急連絡体制の構築と事故の把握
- (2)事故発生時の応急対応
- (3)原因の調査と再発防止対策の検討・実施

運動・スポーツ中の事故を防ぐための対策(施設編)

運動・スポーツ中の事故を防ぐためには、運動・スポーツを実施する場所の安全を確保することが重要であり、そのためには運動・スポーツ関連施設の設置・運営者による取組も非常に重要です。

運動・スポーツ関連施設は、スタジアム・アリーナ等、民間運動・スポーツ施設(各種民間競技場、商業運動・スポーツ施設、スポーツクラブ・ジム・スタジオ等を含む)、公共運動・スポーツ施設(公共施設の一部に設けられた運動・スポーツ設備を含む)、大学等が設置する運動・スポーツ施設、学校体育施設(学校の一部に設けられた運動・スポーツ設備を含む)、各種公園及び公園の一部に設けられた運動・スポーツ設備、商業施設の一部に設けられた運動・スポーツ設備など様々な規模・種類・形態が想定されますので、運動・スポーツ関連施設の設置・運営者は、それぞれの規模・種類・形態に応じて、以下の取組を参考に、運動・スポーツ関連施設の安全を確保し、事故を防ぐための対策に取り組みましょう。

1 安全管理体制・緊急連絡体制の整備

(1)運動・スポーツ関連施設の設置者(所有者)と運営者の役割・責任分担の明確化

- 運動・スポーツ関連施設における事故を防止するためには、運動・スポーツ関連施設の設置者(所有者)と管理運営を行う者が、適切に施設管理を行う必要があります。
- 運動・スポーツ関連施設の瑕疵又は運動・スポーツ関連施設の管理上の瑕疵で施設利用者が事故にあった場合、設置者や管理運営者は損害賠償責任を問われる可能性があります。
- 設置者が管理運営を他者に委託している場合は、施設の安全性を確保するための措置について、両者の間であらかじめ役割、責任分担を明確化し、それぞれ責任をもって施設管理を行いましょう。

(2)運動・スポーツ関連施設における事故防止に必要な安全管理体制、緊急連絡体制

- 運動・スポーツ関連施設の管理運営においては、安全対策についての責任者を定め、役割分担を明確化しておきましょう。
- 運動・スポーツ関連施設の管理運営において、どのようなリスクがあるかを洗い出し、事故を予防するための対策を講じましょう。リスクの洗い出しにおいては、以下の点に留意しましょう。
 - ・ 運動・スポーツ関連施設の安全確認はできているか
 - ・ 安全管理体制は確立されているか
 - ・ 現場の安全管理を行う者の人数や能力は十分に確保できているか
 - ・ 緊急時の連絡体制は確立されているか
 - ・ EAP(Emergency Action Plan)は作成しているか
 - ・ 応急対応の準備はできているか(AED、救急用具等の数や場所の確認、医療機関の連絡先の確保を含む)

(3)安全管理を担当する者の配置

- 運動・スポーツ関連施設の安全管理を担う者については、安全管理に必要となる知識

や担当する運動・スポーツ関連施設における事故のリスク及び予防のための対策について教育研修を行いましょう。

- 日本スポーツ施設協会が、運動・スポーツ関連施設の管理に関する以下の専門資格を認定していますので、こうした資格を取得させ又は資格取得者を配置することも有効です。

①公認スポーツ施設管理士

屋外スポーツ施設、体育館・武道館、水泳プール、音響、照明、スポーツフロアー、用器具、芝生など体育・スポーツ施設全般の維持管理に関する総合的な知識を有して、スポーツ施設の管理者として務める者

②公認スポーツ施設運営士

マネジメント、顧客管理、広報戦略、人事管理、財務・予算管理、危機管理など体育・スポーツ施設の運営に関する総合的な知識を有して、施設の効率的運営及び活性化に務める者

③公認上級スポーツ施設管理士

公認スポーツ施設管理士及び公認スポーツ施設運営士の両資格を保有し、さらに体育・スポーツ施設等で1年以上の実務実績を有するもので、体育・スポーツ施設の維持管理や運営に関し、指導的立場で当たることができる者

④スポーツ救急員公認インストラクター

心肺蘇生法及び AED の取り扱いや外傷、熱中症の対応等の知識を有し、体育・スポーツ施設利用者の不測の事態に迅速かつ的確に対応するように務める者

(4)医療機関との連携

- 運動・スポーツ関連施設の運営においては、事故が発生した場合に迅速かつ円滑に応急対応ができるよう、あらかじめ消防署や医療機関との連絡を確認しておきましょう。
- 休日や夜間に施設運営を行う場合は、休日や夜間に対応が可能な医療機関を確認しておくことが重要です。

2 事故防止のための適切な施設・設備・用具の管理

(1)運動・スポーツ関連施設・設備・用具の安全性の確保

- 運動・スポーツ関連施設については、施設そのものや、利用者への安全な使用に支障が生じないように、運動・スポーツ関連施設の設計段階から安全性を確保するようにしましょう。
- 施設・設備・用具について、安全性や仕様に関する国際基準又は国内基準がある場合は、それらに準拠するようにしましょう。
- 競技用施設については、各中央競技団体が定める基準に適合するようにしましょう。
- 施設・設備の構造・強度等に起因する事故の発生リスクがある以下の施設については、以下の点に留意しましょう。

①プール

- ・ 吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固

定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。

- ・ 排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、こどもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分に配慮すること。

(出典)文部科学省・国土交通省「プールの安全標準指針」

②水上設置遊具

- ・ 遊具による溺水事故を未然に防止するため、遊具下に潜り込んだ状態でも呼吸を可能とする空間を安全に確保するなど、本質的安全設計方策を検討し、実施すること。
- ・ ライフジャケットは、日本小型船舶検査機構の第三者認証制度による CS マークが表示されたものなど一定の性能基準を満たす製品等を貸与し、適正な品質を維持及び管理すること。
- ・ 浮島の使用に際しては、広範囲に敷設した使用は行わないようにすること。

(出典)消費者安全調査委員会「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書(水上設置遊具による溺水事故)」

③トランポリン施設

- ・ トランポリンパーク等の運営の要件や、トランポリンと組み合わせて構成されるフォームピットの深さなどの設備の仕様を定めている国際規格等(トランポリンパークの安全に関するISO規格、トランポリンコートに関するASTM規格)に準拠する形で、施設運営者は、運営、設備の仕様決定を含め施設全体の安全確保を図ること。

(出典)消費者安全調査委員会「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書(トランポリンパーク等での事故)」

④クライミング・ボルダリング施設

- ・ 競技用以外のクライミング・ボルダリング施設(クライミングジム等のクライミングを目的とした施設のほか、商業施設など他の施設の一部に設置されたクライミングウォール等のクライミング・ボルダリング施設も含む)においても、施設の規模や利用目的を踏まえつつ、ウォール、ホールド、マットなど、各施設に関連する施設・設備について、欧州規格(EN 規格)に準拠すること。

(2)運動・スポーツ関連施設・設備・用具の定期的な点検・補修

- 運動・スポーツ関連施設については、施設そのものや、利用者に使用させる設備・用具による事故が発生することがないように、使用する用具の不具合や破損などがないかの確認とともに、施設・設備・用具に問題がないか、以下に留意して点検を徹底することが重要です。

①点検の基本的な考え方

- ・ 運動・スポーツ関連施設・設備・用具の異状については、早期対応が重要であることから、1人ではなく複数人数で点検を行うことにより、ヒヤリハット等による早期発見、早期原因究明、早期修理につなげることが可能となります。
- ・ 保守点検を行う際には、チェックリストを作成し、確認すべき項目(耐久性のある箇所と消耗品の部分など)をあらかじめ洗い出しておくこと、点検結果を記録(データ化)して履歴を管理・活用することで、確実に高度な点検を行うことが可能となります。

- ・ 日常的な点検とは別に、年に1度は専門業者に定期点検を依頼することで、さらに安全性を高めることができます。
- ・ 早期の修繕が困難な場合は、使用禁止の措置やソフト面(マニュアル作り、マニュアル順守、ルール化及びこれらの教育等)での対処を行いましょう。

②運動・スポーツ関連施設・設備・用具の点検方法

- ・ 運動・スポーツ関連施設・設備・用具の点検用チェックリストを作成し、点検すべき項目について、次のような方法で点検作業を行いましょう。
 - 【目視】正しく設置されているか、不足部品などがないか確認すると同時に、破損、変形、劣化などを調べる。
 - 【打音】ハンマーで叩いて音を聞き、破損、亀裂、腐食などを調べる。
 - 【振動】揺り動かすことにより、ぐらつきや安定度、ネジの緩みを調べる。
 - 【負荷】重量をかける、押す、引く、捻るなどの負荷をかけて十分な強度があるかを調べる。
 - 【作動】動く部分については、回転、開閉、上下、左右、前後などが潤滑に作動するかを調べる。
- ・ 日常的な保守点検は、対象となる運動・スポーツ関連施設・設備・用具の材料やその特徴を踏まえて実施しましょう。
- ・ 専門業者によるメンテナンスとして、定期点検や、必要に応じて高所取付け物やハイテク製品(OA機器搭載型電気製品)等の随時点検を依頼しましょう。

(出典)UNIVAS安全安心ガイドライン

○ 運動・スポーツ関連施設・設備・用具の点検は、以下の点に留意して行いましょう。

①老朽化部分の確認、破損、危険な突起物の有無の確認

- ・ 施設・設備等の破損、落下等のおそれがないか確認しましょう。特に老朽化部分には留意しましょう。
- ・ 体育館で活動する場合には、スポーツ活動の動線を考えたうえで、ステージの角や壁際には木のささくれや釘が出ていないか、または体育館の床板がめくれていないかの確認が必要です。

②緩み、腐食、水漏れの確認

- ・ 体育館等の屋内施設で活動する場合には、床板が腐食している、または配管から水が漏れ床板が濡れた状態で活動すると、転倒したり滑ったりしてケガをする可能性がありますので、確認が必要です。

③倒れる危険性のあるものの固定

- ・ サッカーゴールやテニスの審判台など、倒れる危険性のあるものについては、定められた方法を全て満たすように固定して使用することが必要です。
- ・ 施設利用者がサッカーゴールにぶら下がるなど、本来の用途以外の使用はさせないように、注意を払うことも必要です。

④危険箇所や立ち入り禁止区域の表示確認

- ・ 施設に危険箇所があった場合には、その場所には行かせないように、または触らせないように物理的な措置を施すとともに、施設利用者が容易に認識できるように表示しておきましょう。

⑤非常時の避難設備や消火設備の確認

- ・ 活動中に自然災害を含めた非常事態が発生した場合に備えて、避難経路や非常時誘導灯の点灯、避難場所の確保や誘導などの確認を行いましょう。
- ・ また、火災報知器・消火器の確認も行いましょう。

- ・ 非常口、消火器、消火栓の前には物を置かないようにしましょう。
- (出典)日本スポーツ協会(JSPO)「スポーツリスクマネジメントの実践」、スポーツ安全協会「安全・安心スポーツ」サポートガイドブック(イベント・大会主催者のためのワンポイントアドバイス)

(3)運動・スポーツ活動中の心停止に備えた AED の設置

ア AED を設置すべき施設

- 運動・スポーツ活動においては、運動強度の強いマラソン、水泳、サッカーなどの競技を行う場合は心室細動が発生するリスクがあり、野球、サッカー、ラグビー、空手等の格闘技などの競技を行う場合はボールや競技者とのコンタクトによる心臓震盪が発生するリスクがあるとされています。このため、以下の施設においては、AED設置が必要とされています。

①運動・スポーツ用の施設

- ・ スポーツジムおよび管理事務所を伴うグラウンド、球場など、マラソン、水泳、サッカー、野球、ラグビー、格闘技などのスポーツを実施する施設にはAEDを設置することが望ましいです。
- ・ ゴルフは他のスポーツに比べて競技者の年齢が高いため、心停止発生率が高く、ゴルフ場は郊外にあることが多く、救急車到着までに時間を要すると考えられることから、ゴルフ場のコース内に複数のAEDを設置することが望ましいです。

②多数集客施設

- ・ (監視員のいる)海水浴場、スキー場などには複数のAEDを設置することが望ましいです。

③学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)

- ・ 学校における心停止は、児童・生徒等に限らず、教職員、地域住民などの成人も含めて一定頻度で発生しています。学校管理下の児童・生徒等の突然死のおよそ3割は心臓突然死で、年間30～40件発生していると報告されており、学校はAEDの設置が求められる施設です。
 - ・ 心停止発生から5分以内の電気ショックを可能とするためには、規模の大きな学校では複数のAEDを設置する必要があります。
 - ・ 学校における突然の心停止の多くは、体育の授業やクラブ活動で、ランニングや、水泳など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生のリスクの高い場所からのアクセスを考慮してAEDを設置する必要があります。
 - ・ これらの施設が土日祝日や夜間に生徒や住民に開放されている場合は、その活動中にも使用できるように配慮することが望ましいです。
- 現場に居合わせた人にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況でAEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれます。

①5分以内にAEDが装着できる体制の確保

- ・ 心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができよう、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置しましょう。

②見やすい場所への配置・掲示

- ・ AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、または位置案内のサインボードなどを適切に掲示しましょう。

③関係者への周知

AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握しておきましょう。

④いつでも使用できる状態の確保

可能な限り24時間、誰もが使用できるようにしましょう。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供しておきましょう。

⑤適切な維持管理

インジケータが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置しましょう。

(出典)一般社団法人日本救急医療財団「AEDの適正配置に関するガイドライン」

イ AEDに関する教育研修

- AEDを設置している運動・スポーツ施設の関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日頃から施設内のAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておく必要があります。
- AEDを設置している運動・スポーツ関連施設においては、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望めます。その際、教室での講習だけでなく、自施設内で救命訓練を行うことも重要です。自施設内の様々な場所で心停止が発生した場合を想定し、誰がどのように動き、119番通報、AED運搬などに当たるかをシミュレーション体験してみることも有用でしょう。

(出典)一般社団法人日本救急医療財団「AEDの適正配置に関するガイドライン」

3 安全な利用のための現場管理

(1)運動・スポーツ関連施設利用者に対する安全利用に関する注意喚起・情報提供

- 運動・スポーツ関連施設を利用させるに当たっては、利用者にどのような危険要因があるのかを理解させておくことも大切です。施設や道具についての安全な使用方法(本来目的以外の方法で使用しないことも含む)について、掲示等により周知しておきましょう。
- こどもに運動・スポーツ関連施設を利用させる場合は、保護者においても、本来目的以外での使用禁止を含めて、安全な使用方法をこどもに認識させ、保護者自身も注意するように周知しましょう。
- 熱中症防止の観点から、利用者が利用できるよう、飲水用の設備や製氷機を備え、その旨周知しておくことも有効です。

(2)特定の施設における事故防止対策

ア プール

(関係者に対する教育研修)

- プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、監視員を含む安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事

故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、事前に十分な教育及び訓練を行うとともに、公的な機関や公益法人等が実施する講習会の受講や公認水泳指導管理士やライフセーバーなどの公認資格制度の取得を促しましょう。

(十分な監視体制の確保)

- 監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保する必要があります。遊泳目的のプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要です。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましいでしょう。
- 監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましいでしょう。

(利用者への注意喚起)

- 飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行いましょう。
- 監視員は違反者に対し適切な指導を行いましょう。監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識させておくことが必要です。

(点検・維持管理)

- プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、チェックシートを用いて施設の点検・整備を行うことが必要です。特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者(プールの所有者等の管理権原を有する者)に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要です。
- 毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要です。
- また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましいです。なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要です。

(参考)プールの安全標準指針(文部科学省・国土交通省)

イ 水上設置遊具

(関係者に対する教育研修)

- 監視及び事故対応を確実に実施するための教育・訓練に関するマニュアルを標準化し、同マニュアルに基づき、業務従事者に対して、監視及び事故対応を確実に実施するための教育・訓練を実施しましょう。
- 事故対応での救助活動に際しては、ライフジャケットを着用した被災者を引き下げ

て遊具下面から離れた状態で複数の者により救助することを監視員に周知しましょう。

(十分な監視体制の確保)

- 落水した利用者が浮上して遊具から離れたことを見届ける監視体制を維持するために、定員管理の設定又は見直し、監視要員数の見直し及び適切な配置を行いましょう。
- 遊具下に利用者がいないこと確認するための水中巡視点検方法(水中監視カメラシステム、水中ドローンの活用等)を検討しましょう。

(利用者への注意喚起)

- 溺水事故につながる遊具の危険源について、遊戯施設内に掲示するとともに、遊具自体にも識別表示するようにしましょう。
- 遊戯施設での遊び方として、落とし合う行為及び遊具の端から水中を覗き込むことを禁止とし、意図せず落水した場合には、遊具から離れることを徹底しましょう。
- 身長及び年齢等の利用者制限を設けるとともに、保護者同伴を条件として利用を認める場合のこどもの人数制限についての設定又は見直しを行いましょう。
- ライフジャケットを着用した利用者が落水した場合に慌てることがないように、利用前に落水体験及び浮力体験を行いましょう。

(出典)消費者安全調査委員会「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書(水上設置遊具による溺水事故)」

ウ トランポリン施設

(関係者に対する教育研修)

- 公益財団法人日本体操協会の技術的支援を仰ぐなどして、トランポリンの技術的な知識の習得と、リスク認識を確実なものとしましょう。
- 専任の監視員・指導員の常時配置に際しては、公益財団法人日本体操協会の公認トランポリン普及指導員等の資格保有者の採用、又は資格取得を検討しましょう。

(十分な監視体制の確保)

- 施設運営者は、不適切な行為等を監視・是正し利用者の安全を管理する監視員、そのスキルに加えてトランポリン未経験の利用者の技術指導も行うことができる指導員等の配置を行い、危険な行為のチェックや安全な跳び方の指導を常時行うようにしましょう。

(利用者への注意喚起)

- 施設運営者は、利用者に対する危険性及び安全対策の説明・周知を、認知リスクに対して思い込みの影響が出ないようにすることや理解が曖昧にならないように配慮し、丁寧に行いましょう。
- 掲示による周知では、なぜ危険か、どのように危険か、及びその対策等を簡潔に理解できるように示しましょう。

(点検・維持管理)

- 施設の運営については、安全性向上のため、社会的に許容されるレベルまでリスク低減の対策を実施、管理することを組織的かつ継続的にいきましょう。

(出典)消費者安全調査委員会「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書(トランポリンパーク等での事故)」

エ クライミング・ボルダリング施設

※クライミングジム等のクライミングを目的とした施設のほか、商業施設など他の施設の一部に設置されたクライミングウォール等のクライミング・ボルダリング施設も含まれます。

(関係者に対する教育研修)

- 施設の従業員に対して、クライミング施設で発生する可能性のある事故やその予防対策、事故発生時の応急対応を含めて、安全管理について教育を行いましょう。
- 施設利用者に対して適切な技術指導を行うとともに、安全な施設利用ができるよう、公認スポーツクライミングコーチなどの公認資格を有する者を配置することが望ましいです。

(十分な監視体制の確保)

- 施設の広さに見合った人員配置を行うとともに、危険行為が行われていないかも含めて、利用状況を監視させ、必要に応じて利用者に対して注意・指導を行うようにしましょう。

(利用者への注意喚起)

- 施設利用者に対して、以下の基本的な事項について周知しましょう。
 - ・ 従業員や指導者の指示に従うこと。
 - ・ ボルダリングは、落下を伴うスポーツであること。したがって、着地に伴う身体への対応動作を習得する必要があること。また、落下時に他者と衝突することのないよう、落下の可能性のある地点には近づかない等のルールを遵守すること。
 - ・ ロープを使うクライミングは、ロープワーク技術を習得する必要があること、安全に関するルールを守り、指導者の指導や講習会参加などにより、自分自身が安全にクライミングできる技術の習得ができているかを自覚する必要があること。
- こどもが施設を利用する場合は、保護者に対しても基本的事項を理解させ、安全な施設利用についてこどもに認識させ、保護者自身も注意するように周知しましょう。
- クライミングジムによっては、狭小で安全な待機場所が少ない施設もあり、周囲をよく観察して、側方や後方から落下してくる人がいないかどうかよく見極めて待機するように周知しましょう。

(点検・維持管理)

- 落下時の事故を防止するため、クライミングマットの「敷設範囲」や「衝撃緩衝能力」に関する確認と点検を行いましょう。
- 各種支点や器具に関する日常点検・月例点検・年次点検を行いましょう。

(出典)消費者委員会「クライミング施設における消費者安全に関する意見」に基づき作成

(3)運動・スポーツ関連施設の利用に当たり注意・配慮が必要な者に対する適切な対応

- 小さなこどもの施設利用が多い場合は、特に注意が必要です。小さいこどもには、隙間にもぐる、小さな穴に指を入れる、高いところに登るなど、特有の行動が見られ、頭が相対的に大きいため転倒しやすいという特徴もあります。小さなこどもにとって危険となりうる個所がある場合は、近づかせない又は触らせないように物理的な措置を施すとともに、保護者にも危険個所を周知し、注意を促しましょう。

- 高齢者の施設利用が多い場合は、僅かな段差でも転倒するケースが多く見られますので、段差やスロープのある場所では、コントラストが明確化するように、段差部分にテープを貼るようしておきましょう。
- 障害者が安全に運動・スポーツ関連施設を利用することができるよう、施設のアクセシビリティや利便性に配慮されたユニバーサルデザインを採用することが望ましいです。

(出典)日本スポーツ協会(JSPO)「スポーツリスクマネジメントの実践」

(4)保険の活用

- 運動・スポーツ関連施設においては、利用者の事故が発生することがありますので、事故に備えて保険を活用することも有効です。

【主な保険制度】

・ 日本スポーツ施設協会:スポーツファシリティーズ保険

<加入対象者>

公益財団法人日本スポーツ施設協会の会員及び準会員

<補償内容>

施設の所有者・管理者が負うべき法律上の賠償責任による損害、アマチュアスポーツ活動中の利用者のケガに対する見舞金、施設利用者が、施設内で災害にあった場合の対応費用・見舞い費用などに対する補償

4 運動・スポーツのみを目的としない施設に関する留意事項

(1)民間商業施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設に関する留意事項

- 運動・スポーツ用の施設ではない一般の民間商業施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設(一時的に設置されているものも含む)については、運動・スポーツに慣れていない者や、運動・スポーツを目的として訪れたわけではない商業施設利用者も含めて、多様な利用者が想定されることから、施設の構造や利用方法について、どのような者が利用した場合も安全が確保されるものとするとともに、施設管理者は、利用者に対して分かりやすい形で、安全な利用方法についての周知を行う必要があります。
- 利用方法によってリスクが生じる恐れがある場合は、施設管理者は、利用者に対して分かりやすく注意喚起を行うとともに、事故が生じるおそれがある施設については、監視者や指導者の配置も含めて、安全管理体制を確立し、現場管理を行う必要があります。
- また、商業施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設は、商業施設の所有者や管理者、運動・スポーツ関連施設の設置者や管理者(レンタルの場合はレンタル業者)など、様々な者が関わっていることが想定されることから、各事業者が連携し、責任体制及び責任分担を明確にしたうえで、安全管理を行うことが重要です。
- 運動・スポーツ用の施設ではない一般の民間商業施設の一部に設けられた遊戯施設における安全管理については、本ガイドラインのほか、「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」(2016年6月/経済産業省)を参考にして取り組みましょう。

(2)公園の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設に関する留意事項

- 公園の一部に運動・スポーツ関連施設が設けられている場合(都市公園の遊具を除く)、運動・スポーツに慣れていない者も含めて、多様な利用者が想定されることや、現場に監視者や指導者がいないことも想定されることから、公園管理者は、施設の構造や利用方法について、どのような者が利用した場合も安全が確保されるものとするとともに、利用方法によってリスクが生じる恐れがあると公園管理者が判断する場合は、必要に応じて、利用者に対して分かりやすい形で、安全な利用方法についての周知を行うようにしましょう。
- なお、都市公園の遊具の安全管理については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(2024年6月／国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準」(2024年4月／日本公園施設業協会)を参考にして取り組みましょう。

(3)学校・保育施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設に関する留意事項

- 学校・保育施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設については、基本的にこども(保育施設については未就学児)が利用者であることに留意し、施設の構造や利用方法について、こどもが利用した場合も安全が確保されるものとする必要があります。
- 特に、未就学児を含む小さなこどもは、隙間にもぐる、小さな穴に指を入れる、高いところに登るなど、特有の行動が見られ、頭が相対的に大きいため転倒しやすいという特徴もありますので、そうしたリスクも想定しておくことが重要です。
- 学校・保育施設の一部に設けられた運動・スポーツ関連施設における安全管理については、本ガイドラインのほか、「学校事故対応に関する指針」(2024年3月／文部科学省)を参考にして取り組みましょう。

5 事故が発生した場合の対応

(1)安全管理・緊急連絡体制の構築と事故の把握

ア 事故発生に備えた安全管理・緊急連絡体制の構築と医療との連携

- 運動・スポーツ関連施設の設置・運営者は、事故発生時に速やかに適切な対応ができるよう、あらかじめ以下の体制を整えておきましょう。
 - ・ 安全対策についての責任者を定め、役割分担を明確化する。
 - ・ 緊急時の連絡体制を確立する。
 - ・ 施設の規模や内容に応じて、必要な数の安全管理を担当するスタッフを配置する。
 - ・ 消防署や医療機関との連絡を確認しておく(休日や夜間に施設運営を行う場合は、休日や夜間に対応が可能な医療機関を確認しておく)。
 - ・ リスクの高い競技を行う場合は、迅速に応急対応ができるよう、会場に医師、看護師などの医療関係者を待機させておく。
- EAP(Emergency Action Plan)、緊急対応マニュアルを作成、整備しておく。

イ 事故の把握と記録

- 運動・スポーツ関連施設の設置・運営者は、再発防止に生かす観点からも、自らが設

置・管理する施設において発生した事故をヒヤリハット事例を含めて把握するようにしましょう。

- 把握した事故・ヒヤリハット事例は、対応者、記録者とともに、時系列で発生日時、場所、当事者、事故内容、発生機序と発生原因が分かるように記録しておくようにしましょう。

(2)事故発生時の応急対応

- 自らが設置・管理する施設において事故が発生した場合は、落ち着いて冷静に対処することが重要です。救急車を要請する必要があるような怪我や疾病の場合、救急車が到着するまでの間、ただ待つだけでは手遅れになることもありますので、以下の流れに沿って、必要な応急措置を実施しましょう。

①落ち着いて怪我をした人の状況を観察する

- ・ 話しかけると反応するか(意識はあるか)
- ・ 呼吸はしているか(口に顔を近づけて)
- ・ 脈はあるか
- ・ 出血はしているか
- ・ 自分で手足を動かせるか
- ・ 顔色、爪の色はどうか
- ・ 体温はどうか、肌は湿っているか

②観察の結果、命に係わる場合はすぐに救急要請(119 通報)を行う

- ・ 意識がない場合
- ・ 呼吸していない場合
- ・ 脈がない場合
- ・ 大出血している場合

③連絡後、速やかに適切な応急措置を行う

- 応急措置は、以下に留意して行いましょう。

①出血がある場合

- ・ 大量の出血は生命に関わります。一般に 20%の血液が急速に失われると出血性ショック状態になり、30%を失うと生命に危険を及ぼすといわれていますので、一刻も早く止血する必要があります。
- ・ 救急要請(119 番通報)を行うとともに、直接圧迫止血法(清潔なガーゼやハンカチなどを出血部位に当て、その上から手や体重をかけて強く圧迫することで出血を止める)により止血を行いましょう。止血するときは、感染症等の危険性があるため素手で血液に触らないよう注意しましょう。
- ・ 直接圧迫止血法で止まらない出血の場合は、患部と心臓との間にある止血点を押さえる止血点圧迫法を併用します。これは動脈の皮膚に一番近い場所を押さえることで血液を一時的に止める方法です。壊死予防のため完全に止めないように行う注意が必要です。
- ・ 呼吸・脈がない場合は、心肺蘇生(強く(成人は少なくとも5cm、小児は胸の厚さの約1/3)、速く(少なくとも 100~120 回/分)、絶え間なく)を行いましょう。
- ・ AED がある場合は、AED を使用しましょう。

(出典)スポーツ安全協会「安全・安心スポーツガイドブック(指導者・管理者のためのワンポイントアドバイス(日常活動編))」

②心停止している場合

- ・突然死に至る顕著な兆候である「心停止」は、「急に倒れた」という形で突発します。この状態にある人の応急手当は、初めの2～3分を取る対応がその人の救命に大きく影響しますので、落ち着いて、応急処置の手順を速やかに開始しましょう。
- ・倒れた場合、反応を確認し、反応がない又は分からない場合は、呼吸の有無を確認します。呼吸もない又は分からない場合は、救急要請(119番通報)を行うとともに、心肺蘇生(強く(成人は少なくとも5cm、小児は胸の厚さの約1/3)、速く(少なくとも100～120回/分)、絶え間なく)を行いましょう。水難事故の場合は、気道確保と人工呼吸を優先しましょう。
- ・AEDがある場合は、AEDを使用しましょう。心停止から5分以内に電気ショックを行えば救命率は特に高いといわれています。

③頭頸部外傷を負った場合

- ・頭頸部外傷には、命に関わるもの、命を取り留めても後遺症を残すものも多く、適切に対処することが重要です。頭頸部外傷事故発生時には、すぐに救急要請(119番通報)すべきかの判断が必要です。
- ・以下の重度意識障害又は頸髄・頸椎損傷が認められる場合は、動かさずにすぐに救急要請(119番通報)しましょう。
(重度意識障害)開眼できない、話すことができない、明らかな運動麻痺、けいれん、繰り返す嘔吐
(頸髄・頸椎損傷)強い首の痛み、四肢の痛みやしびれ、異常感覚、力が入らない
- ・以下の脳振盪症状が認められる場合は、速やかに医療機関を受診させましょう。ただし、意識障害が出現した場合や悪化して動けない場合は、すぐに救急要請(119番通報)しましょう。また、すぐに回復したとしても、プレーは中止させましょう。
(脳振盪症状)意識障害のほか、頭痛・めまいやふらつき、嘔吐・吐き気、ものが見えない・二重に見える、見当識障害(時・場所・人が分からない)、打撲前後のことを覚えていない、同じことを何度も聞く、混乱や興奮状態、普段と違う行動パターンなど「何かおかしい」と思われる場合はすべて脳振盪を疑い、プレーには復帰させないように、主催者や運営管理者にご助言ください。
- ・呼吸を確認し、呼吸がない場合は心肺蘇生(AEDがある場合はAEDを使用)を行いましょう。

④熱中症が発生した場合

- ・暑い時期の運動・スポーツ中に熱中症が疑われるような症状が見られた場合、まずは最重症の熱射病かどうかを判断する必要があります。熱射病の特徴は高体温と意識障害です。

【熱射病(重症)】

- ・体温調節が破綻して起こり、高体温(40℃以上)と種々の程度の意識障害(見当識障害から昏睡まで)が特徴です。高強度の持続的運動が背景にあることが多く、迅速な身体冷却を行わなければ、血液凝固障害(DIC)、脳、肝臓、腎臓、心臓、肺等の全身の多臓器障害を合併し、死亡率も高くなります。
- ・熱射病は死の危険が迫った緊急疾患であり、救急車を要請するとともに、速やかに冷却処置を現場で開始する必要があります。熱射病の予後は高体温の持続時間に左右され、後遺症の予防と救命のためには30分以内に40℃を超えるような高体温域を脱する必要があります。

- ・意識障害は初期には軽いこともあり、応答が鈍い、言動がおかしい等、少しでも意識障害がある場合には熱射病を疑って。救急要請(119番通報)し、涼しいところに運び、速やかに身体冷却を行います。
- ・現場での冷却処置として最も効果的なのは、首から下全体を氷水・冷水に浸けることです。しかし、現場ではこのような対応は難しいことが多く、冷たい水道水を体(首から下全体)にかけ続ける方法も推奨されます。全身に氷水につけた濡れタオルを当てて扇風機等であおぐ、できるだけ全身に氷嚢やアイスパックを当てる等、広い体表面を一度に冷やすことが重要になります。
- ・上記のほか、症状に応じて必要な対応を行いましょう。なお、処置をしても症状が改善しない場合、最初から吐き気、嘔吐等で水分が補給できない場合には、医療機関へ搬送し、点滴等の治療が必要となります。また、現場での処置によって症状が改善した場合でも、当日の運動・スポーツへの参加は中止し、少なくとも翌日までは経過観察が必要です。

【熱疲労】

- ・脱水、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等の症状が起こります。運動強度と運動実施者の体力レベルが不釣り合いな場合に発生しやすく、必ずしも高体温を伴うわけではありません。
- ・涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせ、体温上昇がみられる場合は身体冷却も行います。安静にし、水分・塩分を補給することで通常は回復します。

【熱けいれん(運動誘発性筋けいれん)】

- ・大量の発汗があり、水のみ補給した場合に塩分が不足して、又は筋やその運動をコントロールする中枢において疲労が蓄積することで起こるもので、四肢の筋や腹筋がつり(けいれんし)、筋肉痛がみられます。
プレーから離れ、患部をよく伸ばすこと(ストレッチング)で次第に軽快することが普通です。

【熱失神】

- ・めまい、失神等の症状がみられます。
- ・水分補給、涼しい場所に運び、寝かせる、脚を高くする等により通常は回復します。

(出典)日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック」

(3)原因の調査と再発防止対策の検討・実施

ア 事故原因の調査

- 自らが設置・管理する施設において重大事故が発生した場合は、再発を防止するため、関係者への聞き取りなどにより、事実関係を把握するとともに、以下の点について、事故原因の調査を行いましょう。

①施設等の物的要因の有無

- ・施設・設備等に、事故の原因となるような強度不足、老朽化、劣化・破損。突起等の危険箇所などがなかったか。
- ・道具を使用する運動・スポーツの場合は、使用した道具に、事故の原因となるような劣化・破損などがなかったか。

②実施者による人的要因の有無

- ・運動・スポーツ活動中の実施者の行動に、事故の原因となるようなラフプレーやルールを逸脱する行為などの危険行動がなかったか。

- ・ 道具を使用する運動・スポーツの場合は、周囲の安全を確認しない状態での道具の使用など、事故の原因となるような危険行動がなかったか。
- ・ 事故を防ぐために使用する安全装備について、装着しない、適切に使用しないなどの行動がなかったか。

③指導者等の管理的要因の有無

- ・ 指導者等による安全管理について、実施者の技能を上回るプレーをさせる、周囲との接触が生じかねないような状態でプレーさせる、実施者による危険行為を注意しないなど、事故の原因となるような安全管理不足がなかったか。
 - ・ 活動を実施する場所や施設の安全を確認していない、事故を防ぐために必要な安全装備を使用させない、熱中症対策を適切に行わないなど、管理上の問題がなかったか。
- 重大事故について原因調査を行うに当たり、スポーツドクター、アスレティックトレーナー等のスポーツ指導者や弁護士等の専門家のアドバイスを受けることも有効です。

イ 事故原因の調査結果を踏まえた再発防止対策の検討及び実施

- 事故原因の調査結果を踏まえて、同様の災害が発生することを防ぐための再発防止対策を検討しましょう。
 - 再発防止対策は、それぞれの原因に応じて、必要な取組を実施するようにしましょう。複合的な原因である場合は、それぞれを組み合わせる再発防止対策を実施しましょう。
- ### ①施設・設備等の物的要因が原因である場合
- ・ 改修、修繕等による改善を速やかに行うとともに、改善が行われるまでの間は、使用禁止にするなどの措置を講じましょう。
 - ・ 施設・設備等の管理運営を他者が行っている場合は、管理運営を行っている者に対して調査結果を共有し、設備・施設等の改善を求めるとともに、同様の事故が発生しないよう、改善されるまでの間は使用中止等の措置を講じるよう要請しましょう。
- ### ②実施者による人的要因が原因である場合
- ・ 施設を管理する立場として可能な範囲において、各競技のルールをしっかりと守り、スポーツマンシップやフェアプレーの精神を尊重すること、自分自身だけでなく、周囲の者に危険を及ぼすような行為はやめることを含めて、安全な運動・スポーツ実施についての基本的な考え方及び具体的に実施すべきことについて、その理由も含めて施設の利用者に対して周知徹底するようにしましょう。
- ### ③指導者等の管理的要因が原因である場合
- ・ 施設に配置している指導者について、指導者の知識・認識不足がある場合は、指導者資格を取得させることも含めて教育研修をしっかりと実施しましょう。
 - ・ 施設に配置している指導者について、指導者として実施すべき事項は理解していたが実施を怠っていた場合は、改めて指導者に対して必要な対策を実施するよう徹底しましょう。
 - ・ 施設の設置・管理者として必要な安全対策を十分に実施できていなかった場合は、改めて必要な対策を洗い出し、確実に実施するようにしましょう。
- 再発防止対策を効果的に行うためには、事故の原因も含め、関係者・実施者に周知するとともに、再発防止対策として実施する事項について遵守させるようにしまし

う。

202X年X月X日
スポーツ庁